

健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足

1件 不当金額(収入) 9億5240万円
(前年度 1件 7億5681万円)

1 保険等の概要

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。また、子ども・子育て拠出金は、児童手当の支給に要する費用、子どものための教育・保育給付に要する費用等に充てるために、厚生年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することとなっている。そして、従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

保険料は被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、また、拠出金は事業主が負担して、いずれも事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の届け書を提出することとなっている。

2 検査の結果

(注)
機構の11地域部の管轄区域内に所在する107年金事務所が管轄する817事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が9億5240万円(健康保険保険料4億1970万円、厚生年金保険保険料5億2304万円、拠出金966万円)不足していて、不当と認められる。

(注) 11地域部 北海道、東北第一、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、中部第二、近畿第一、近畿第二、中国の各地域部

<事例>

A会社は、サービス業の業務に従事する従業員118人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち102人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の102人について調査したところ、同会社はこのうち14人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料653万円、厚生年金保険保険料852万円、拠出金15万円、計1522万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額は、全て徴収決定の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額			
				健康保険 保険料	厚生年金保険 保険料	子ども・子育て 拠出金	計
北海道	札幌東等7	105	47	1528万	1318万	24万	2870万
東北第一	仙台東等4	80	46	2465万	2991万	55万	5511万
北関東・ 信越第一	浦和等8	88	40	1238万	1014万	17万	2270万
北関東・ 信越第二	新潟西等7	102	43	2622万	4048万	68万	6738万
南関東第一	新宿等18	360	146	8213万	1億0655万	197万	1億9067万
南関東第二	千葉等6	120	49	2121万	2477万	46万	4645万
中部第一	富山等19	340	152	7528万	9183万	171万	1億6883万
中部第二	浜松東等11	170	82	4203万	5762万	105万	1億0072万
近畿第一	天満等18	360	142	9655万	1億2248万	229万	2億2134万
近畿第二	福井等3	45	24	557万	678万	12万	1248万
中国	広島東等6	120	46	1835万	1925万	36万	3797万
計	107か所	1,890	817	4億1970万	5億2304万	966万	9億5240万